

報告第11号

専決処分の報告について

損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月1日提出

幸手市長 木村純夫

専決第6号

専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年8月2日

幸手市長 木村純夫

記

1 相手方

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○ ○○

2 事故の概要

令和4年5月25日午前10時30分、幸手市中五丁目3番11号付近大中落沿いの市道2-3号線を西から東へ向かって走行中、前方より相手方の運転する乗用車が走行してきたため減速して走行したが、すれ違いの際に停車していた相手方のサイドミラーと公用自動車のサイドミラーが接触したものである。

3 損害賠償額

金36,276円

上記金額の内訳（合計に責任割合100%を乗じたものとする。）

修理代 36,276円

合 計 36,276円